

運 営 規 則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は公益財団法人茨城県私立幼稚園退職基金財団の業務の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号のとおりとする。

- (1)財 団 公益財団法人茨城県私立幼稚園退職基金財団をいう。
- (2)設 置 者 定款第 3 条に定める設置者をいう。
- (3)教職員等 定款第 4 条第 1 号に定める教職員等で、満 18 才から満 60 才に達する私立学校教職員共済員である者をいう。ただし、定款第 4 条第 1 号イの規定により給付事業の対象となる教職員等については、私立学校教職員共済加入者であることを必要としない。

第 2 章 申込、取消等

(加入の申込)

第 3 条 財団に加入しようとする設置者は、申込書に出資金を添えて申込まなければならない。

(出資金)

第 4 条 前条の出資金の額は 5 万円とする。

- 2 財団に納付された出資金は返還しない。

(取消し)

第 5 条 設置者が次の各号の 1 に該当する場合は、加入を取消することができる。

- (1)掛金を納付期限後、2 ヶ月以上にわたり納付しなかったとき。
- (2)第 24 条による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3)その他理事会が評議員会に諮問の上、不相当と認めた場合。

(脱退)

第 6 条 財団から脱退しようとするときは、その設置者は、理由を附した脱退届を提出しなければならない。

- 2 前項の届出があった場合、理事長は直ちに理事会の承認を得、当該設置者に通告する。

(債務の弁済)

第 7 条 財団から脱退した設置者が、この財団から債務を負っている場合は、直ちにその債務を弁済しなければならない。

第3章 退職手当資金

(退職手当資金の給付)

- 第8条 定款第4条の退職手当資金は、教職員が退職した場合（死亡による退職を含む。以下同じ）並びに満60才に達した年度の3月31日、資格制限によって対象外となった教職員等に支給する退職手当資金を、その設置者に給付する。
- 2 退職手当資金の給付は、教職員等の掛金が完納された後に行うものとする。
 - 3 加入期間1年未満の教職員等が退職した場合は、退職手当資金の設置者に対する支給並びに掛金の返還は行わない。ただし、加入期間1年未満で死亡退職の場合は、第9条第2項の共済見舞金として10万円は、これを遺族に給付するため設置者に支給する。
 - 4 第1項の規定にかかわらず教職員が退職した日の翌日に引続き、本財団加盟の他の施設の教職員となった場合で、前の設置者から退職手当資金通算の申出があったときは、退職手当資金の通算をすることができる。
 - 5 遺族の範囲および給付順位は、私立学校教職員共済法第25条の定めによる。
 - 6 設置者が対象教職員等に支給する退職手当の額は、財団から給付した退職手当資金の額を下まわってはならない。下まわった場合は、その差額を財団に返還する。

(資金の額)

- 第9条 財団が給付する退職手当資金の額は、退職した教職員の平均標準給与の月額に、別表2の加入期間に応ずる率を乗じて得た額とする。ただし、別表2の(1)支給率適用者は、平成28年3月31日現在の支給率で計算した額と比較し、高い方の額で給付する。
- 2 死亡による退職者には共済見舞金として前項の額に10万円を加算して支払う。

(平均標準給与)

- 第10条 平均標準給与の月額は、対象教職員等の退職した日の属する月から起算して、その前3年間の各月における標準給与月額の合算額の36分の1に相当する額とする。

(標準給与)

- 第11条 標準給与月額の算出にあたっては、私立学校教職員共済法による対象教職員等の給与総額（通勤手当又は月により変更する手当等は含まない）でも基本給のみでも、当該学校法人等の代表者の定めた方法によって得た額を別表1に適応して定める。ただし、どちらにするか選択は設置者が全員を対象として決定する。
- 2 標準給与の月額の決定は次のとおりとする。

(1) 定時決定

毎年7月1日現在の対象教職員等で5月、6月の2ヶ月間その者の受けた給与の総額を2で除して得た額を給与月額として定め、標準給与を決定する。

(2) 新採用者

資格を取得した日の属する月に対象教職員等が受ける第11条第1項の給与を給与月額として定め標準給与を決定する。この場合特別な場合を除き、7月31日以前の新採用者は定時決定を受けるが、それ以後のものは、その年度の定時決定は受けない。

(3) 給与月額改訂

年度の中途に給与月額が改訂されても標準給与の月額は、定時決定以外には改訂しない。

(4) 標準給与月額の決定に伴う実施時期は次のとおりとする。

- ① 定時決定は10月分から翌年9月分まで。
- ② 8月1日以降の新採用者は採用の属する月分から翌年9月分まで。

3 標準給与月額に著しい変動のある場合は、次のように処理する。

- (1) 5等級以上の昇給をし、退職までの期間が3年未満の場合の平均標準給与月額の算出方法は、退職した日の属する月から起算して、その前5年間の各月における標準給与の月額の合算額の60分の1に相当する額とする。
- (2) 標準給与月額が1等級から14等級までは2等級昇給可、15等級以上は1等級のみ昇給可とする。それ以上昇給の場合は、特別納付金を納付しなければならない。
- (3) 育児、介護等の事由で勤務体制の変更により等級が下がり、その後もとの等級まで昇給した場合は特別納付金の対象としない。ただし、変更前の等級以上に昇給した場合は、特別納付金の対象とする。

(加入範囲)

第12条 加入期間の計算は月によるものとし、加入した日の属する月から退職した日の属する月までの月数（定款第4条第1号イの規定により、給付事業の対象となる教職員等については、学校法人の教職員等として在職した月数と社会福祉法人の教職員等として在職した月数を合計した月数）とする。ただし、中断期間は加入月数とみなさない。

(資金の請求)

第13条 設置者が退職手当資金の給付を受けようとするときは、請求書を財団に提出しなければならない。

- 2 退職の理由が死亡のときは、死亡診断書を請求書に添付しなければならない。

(審査等)

第14条 財団が前条の請求書を受理したときは、これを審査しその結果をすみやかに文書で設置者に通知する。

- 2 前項の通知に異議のある設置者はその理由を文書により財団へ申立てることができる。
- 3 財団が前項による異議の申立てを受けたときは、これを理事会で再審査し、その結果を文書で通知する。

(受領証)

第15条 退職手当資金を受け取った設置者は、原則、退職者本人名義又はその遺族の金融機関口座への振込支給とし、退職手当資金領収書にその振込証書の写しを添付して財団へ提出しなければならない。

- 2 年齢制限による退職手当資金を受け、学校法人等で預かる場合は、本人署名・押印による確認書を財団へ提出しなければならない。

第4章 掛 金

(掛金)

第16条 設置者は、加入した日の属する月から、毎月掛金を財団に納付しなければならない。ただし、中断期間は掛金の納付はない。

- 2 幼稚園及び認定こども園に勤務する教職員等の設置者の納付する掛金の月額、標準給与月額合算額の1000分の58とする。(うち1000分の57を退職金掛金とし、1000分の1を管理費とする。)
- 3 学校法人立保育所に勤務する保育士及び職員等の設置者の納付する掛金の月額、標準給与月額合算額の1000分の83とする。(うち1000分の82を退職金掛金とし、1000分の1を管理費とする。)

(掛金の通知)

第17条 財団は、毎月設置者の納付した掛金の額を、通知するものとする。

(納付期限)

第18条 毎月分の掛金の納付期限は、翌月末日とする。

(割増金)

第19条 掛金を納付期限後に納付する場合は、掛金の額100円について、1日3銭の割合を乗じて得た額の割増金を納めなければならない。

(特別納付金)

第20条 特別納付金は次により計算した額を、その年度末までに納めなければならない。

- (1) 幼稚園及び認定こども園に勤務する教職員等

$$\text{特別納付金} = (\text{標準給与月額増加額} - \text{2等級相当額又は1等級相当額}) \times \text{加入月数} \times 57/1000$$

- (2) 学校法人立保育所に勤務する保育士及び職員等

$$\text{特別納付金} = (\text{標準給与月額増加額} - \text{2等級相当額又は1等級相当額}) \times \text{加入月数} \times 82/1000$$

(掛金の返還)

第21条 設置者が、第5条及び第6条の規定により、事業の対象から除外された場合においては、当該設置者が資格喪失の際現に勤務している教職員等のために納付した退職金掛金を返還する。ただし、廃園、休園の場合は第9条を適用する。また、加入期間1年未満の教職員等には掛金の返還は行わない。

第5章 運 営

(資金運用)

第22条 資金の運用は、資金運用委員会を設置し、その協議により決定する。

第6章 規則の変更

(規則の変更)

第23条 この規則を変更しようとするときは、理事会の議を経なければならない。

第7章 補 則

(虚偽の排除)

第24条 設置者が、この財団に提出する文書に、虚偽の記載をした場合には、すでに給付した退職手当資金を返還させ、又はその給付を停止することができる。

(調査等)

第25条 財団は、掛金又は資金に係る事項等につき、必要があると認められる場合には、当該設置者から必要な報告を求めることができる。

(端数計算)

第26条 平均標準給与月額、退職手当資金、割増金及び特別納付金の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てる。

(細則)

第27条 規則の実施にあたり、必要な事項は別に運営細則で定める。

附 則

この規則は、財団の設立の登記の日(平成25年4月1日)から実施する。

附 則(平成27年3月10日変更)

この規則は、平成27年3月10日から施行する。

附 則(平成27年12月17日変更)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月20日変更)

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則(平成30年3月13日変更)

この規則は、平成30年3月13日から施行する。

運 営 細 則

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この規則は公益財団法人茨城県私立幼稚園退職基金財団運営規則第 27 条により管理・運営に関する庶務事項を定める。

第 2 章 事 務 規 定

(加入申込)

第 2 条 運営規則第 3 条の加入申込は申込書(様式 1)に出資金を添えて資格取得報告書(様式 3)と共に提出するものとする。

(資格取得確認)

第 3 条 財団が申込書並びに資格取得報告書を受理したときは、これを審査し申込を承認する場合には申込承認通知書並びに資格取得確認通知書を設置者へ送付しなければならない。

(追加加入)

第 4 条 教職員の増加による追加加入の場合その月 10 日迄に資格取得報告書を提出するものとし、以下前条に準ずる。

(標準給与届出)

第 5 条 運営規則第 11 条により標準給与基礎届書(様式 11)を提出しなければならない。期限までに提出されない場合は従前の標準給与によるものとする。

(資格喪失)

第 6 条 資格喪失とは教職員等が施設を退職(死亡を含む)し登録の資格を失ったときをいう。この場合は資格喪失報告書(様式 4)を 10 日以内に設置者より提出しなければならない。

2 教職員等が資格を失いその加入期間が 1 年以上のときは退職手当資金請求書(様式 6)を同時に提出するものとする。

(休職等の特例)

第 7 条 設置者は、教職員等が在職中に休職又は停職その他これらに準ずる理由により、給与の全部又は一部の支給を止める場合、掛金の納付を中断することができる。この場合、掛金中断届出書(様式 12)を中断開始日の前日の属する月の翌月 10 日までに提出するものとする。

2 前項が止み、掛金を復活する場合は、掛金復活届出書(様式 12)を中断終了日の翌日の属する月の 10 日までに提出するものとする。

(様式)

第8条 文書の様式を次のとおり定める。

(1) 申込書	様式第1号
(2) 脱退届	様式第2号
(3) 資格取得報告書	様式第3号
(4) 資格喪失報告書	様式第4号
(5) 年齢制限による資格喪失確認書	様式第5号
(6) 退職手当資金請求書	様式第6号
(7) 年齢制限による退職手当資金計算書	様式第7号
(8) 変更届出書	様式第8号
①学校法人等代表者変更届	様式第8号
②氏名変更届	様式第8号
③退職手当資金通算届	様式第8号
④同一法人内の勤務先変更届	様式第8号
(9) 標準給与基礎届書	様式第11号
(10) 掛金中断・復活届出書	様式第12号

第3章 退職手当資金算出規定

(支給資格)

第9条 細則第6条第2項により退職手当資金請求書の提出あるも退職の日の属する月分の掛金が納付完了していなければ受給の資格は生じない。

(退職手当資金の支給)

第10条 運営規則第8条による。

(退職手当資金の算出法)

第11条 退職手当資金の算出法は次の例による。

○ 加入2年以上3年未満の場合

$$\text{平均標準給与月額} \times 1.20(2\text{年の支給率}) = A$$

$$(\text{平均標準給与月額} \times 1.80(3\text{年の支給率}) - A) \times \text{年未満の加入月数} / 12 = B$$

$$A + B = \text{退職手当資金}$$

○ 加入3年の場合

$$\text{平均標準給与月額} \times 1.80 = \text{退職手当資金}$$

第4章 旅 費 規 定

(会議に係る旅費)

第12条 評議員、役員及び委員会の出席者旅費は、次のとおり算定して支給するものとする。

- (1) 交通費は、一般的に利用する列車料金又はバス料金によって算定する。
- (2) 日当 2,063円

(出張旅費)

第13条 本財団を代表しての業務による出張の旅費は次の基準によるものとする。

- (1) 交通費は列車を利用する最寄り駅から会議開催地までの最短の乗車区間の普通往復運賃とする。
- (2) 100km以上の場合の特急料金を加算する。
- (3) 航空料金は航空機を利用する最短の搭乗区間による往復の航空賃とする。
- (4) 日当は会議に出席するための日数に応じ1日あたり2,063円とする。
- (5) 宿泊費は、会議に出席するための宿泊数に応じ1泊あたり12,000円とする。

第14条 事務職員が本会の用務で出張する場合は本規則第12条及び第13条に準じて旅費を支給する。

第5章 顕 彰 規 定

第15条 本会の発展の為に特に功績があった者に対しては、理事会の議を経てこれを顕彰することができる。

第6章 慶 弔 規 定

第16条 この規定は、本財団の評議員、役員及び経験者に対する慶弔に関して必要な事項を定めることを目的とする。ただし、経験者とは理事長・常務理事をいう。

第17条 この慶弔に関する規定の実施は、理事会の議を経るものとする。対象とする慶弔は下表のとおりとする。

項 目	内 容	摘 要
1. 慶 事	叙勲、国家褒賞、地方公共団体賞	祝電、祝金、祝賀会等
2. 弔 事	本人の死亡	弔電、弔慰金、弔辞、生花 又は花輪等(15,000円以内)
3. 見舞い	本人の1ヶ月以上にわたる入院加療	見舞い金(災害は不可)

第7章 細則の変更

第18条 この細則を変更しようとするときは理事会の議を経なければならない。ただし、軽易な事項については理事長の決するところによることができる。

第8章 補 則

第19条 この細則に定めるもののほか必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この細則は、財団の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則 (平成27年3月10日変更)

この細則は、平成27年3月10日から施行する。

附 則 (平成28年3月14日変更)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。